

平成30年度 行政評価 施策カルテ

施策名	2 子育て支援の充実
-----	------------

施策主管課	子ども未来課	総合計画記載頁	92ページ
-------	--------	---------	-------

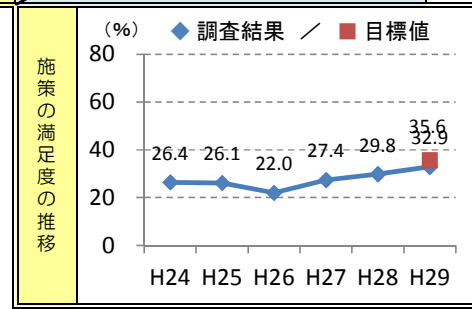
1 施策の位置付け

政策の柱	I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために	政策名 (基本施策名)	4 愛情豊かに子どもたちを育む	政策の達成目標 (基本施策目標)	地域社会が一体となって、子育て・子育ての支援に取り組み、子育て家庭が愛情を持って安心して子どもを産み育て、子どもがいいきと子どもらしく育っています。
------	-----------------------------	----------------	-----------------	---------------------	--

2 施策の取組状況

施策目標	すべての子育て家庭がそれぞれの家庭状況に応じた子育て支援を受けながら安心して子どもを産み育てています。
------	---

① 施策指標	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 市民意識調査結果	指標名(単位)		H24 (現状値)	H25	H26	H27	H28	H29	評価		
	指標1	子育てに不安や負担を感じている人の割合(%)	単年度目標値	51.4%	48.7%	46.0%	43.2%	40.5%			37.8%	B	指標3	施策の満足度(%)	調査結果	26.4%	26.1%	22.0%		27.4%	29.8%
	現状値(H24実績)	実績値	51.4%	51.9%	47.4%	53.2%	54.6%	53.3%	目標値(H29)	35.6%	前年度からの増減			-0.3pt	-4.1pt	5.4pt	2.4pt	3.1pt			
	目標値(H29)	単年度の達成度	100.0%	93.8%	97.0%	81.2%	74.2%	70.9%	③ 主要な構成事業の進捗状況 (主要な構成事業の個別の進捗状況は、「3 施策を構成する事業の状況」を参照)									B			
指標2	保育所入所待機児童数(人)		単年度目標値	0	0	0	0	0	0	A	【参考】 中核市等との水準比較	保育所入所待機児童数		中核市平均	41.50	41.51	55.33	47.05	77.6	65.54	/
		現状値(H23.3月実績)	実績値	0	0	0	136	29	0			49	0	0	0	136	29				
		目標値(H29)	単年度の達成度	100.0%	100.0%	100.0%	0	0	100.0%			中核市での本市の順位	30位/41市	1位/41市	1位/42市	1位/43市	38位/45市	26位/48市			
	現状値	実績値	/	/	/	/	/	/	/	中核市平均	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
	目標値(H29)	単年度の達成度	/	/	/	/	/	/	/	実績値	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
	現状値	実績値	/	/	/	/	/	/	/	中核市での本市の順位	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
	目標値(H29)	単年度の達成度	/	/	/	/	/	/	/												



※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 逓減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$

① 施策指標	A: 達成度90%超 [33点]	B: 達成度70%~90% [25点]	C: 達成度70%未満 [15点]
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上 (+5pt超) [33点]	B: 前年度同水準 (±5pt以内) [25点]	C: 前年度より低下 (-5pt超) [15点]
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上 (主要な構成事業の2割超が計画以上) [33点]	B: 計画どおり (主要な構成事業の8割超が計画どおり) [25点]	C: 計画より遅れ (主要な構成事業の2割超が計画より遅れ) [15点]
総合評価	順調:(A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く。)) [90点以上]	概ね順調:(主にB評価が2つ以上) [65点以上90点未満]	やや遅れている:(C評価が2つ以上) [65点未満]

施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> <li>国において、平成25年4月に策定した「待機児童解消加速化プラン」では、平成29年度末までに待機児童解消を図ることとしていたが、女性の就業率の上昇などに伴い、保育需要が増加したことから、平成29年6月に新たに公表した「子育て安心プラン」では、「保育の受け皿拡大」「保育人材の確保」など「6つの支援パッケージ」の実現により、遅くとも平成32年度末までに全国の待機児童を解消するとした。</li> <li>国において、幼児教育・保育の無償化が検討されていることから、国の動向を注視していく必要がある。</li> <li>平成28年6月児童福祉法の改正により、市町村に「子育て世代包括支援センター」を設置することが努力義務とされた。</li> </ul>	市民満足度	民間調査によると、人口50万人以上の都市における「共働き子育てしやすい街2017」で全国第1位になっており、施策の満足度は、増加傾向であるものの、目標値には届いていない状況である。本市では、「宮っこ 子育て応援プラン」に基づく、妊娠から出産・子育てまでの切れ目ない支援を継続的に実施するほか、「宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」に基づく、計画的な教育・保育サービスの充実等による待機児童の解消など、各種子育て施策を講じている。特に、待機児童の解消については、国が平成32年度末までに解消することとしているが、本市では、平成29年度末時点で解消を果たしている状況にある。今後も施策等に関する情報の集約や発信を行い、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進していく。	総合評価	79点 概ね順調
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>「子育てに不安や負担を感じている人の割合」については、全ての子育て家庭を対象に妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目のない相談支援などを実施しているところであるが、核家族化などを背景として、不安や負担を感じている人の割合は、横ばい傾向になっていると考えられる。</li> <li>「保育所入所待機児童数」については、利用定員の見直しや認定こども園移行、小規模保育事業等の新設など、教育・保育施設の供給体制の確保に計画的に取り組んでいるものの、共働き世帯の増加などによる保育需要が伸びていることや、新制度への移行に伴う待機児童の定義の見直しなどにより、平成27年から平成28年において、待機児童が発生したが、平成29年度は待機児童が解消された。</li> </ul>				

3 施策を構成する事業の状況

※凡例 ○:「総合計画の戦略プロジェクト・主要事業」対象、★:「③ 主要な構成事業の進捗状況」対象(5事業選択)

No.	事業名	戦略P・ 主要事業 ※	事業の目的	事業内容		事業の 進捗状況	H29 事業費 (千円)	開始年度	日本一 施策 事業	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	妊産婦健康診査		妊娠中の及び産後の異常の 予防・早期発見・早期治療の 支援	妊産婦	母子健康手帳交付時に受診票 (妊婦健診14回、産婦健診2回 分)を交付、医療機関の健診 (保険診療外)時に1回目2万 円、8回目1万1千円、11回目9千 円、その他の回5千円を上限に 公費負担	計画どおり	414,935	H8 産婦健康診 査についてはH29.10～		安心して妊娠期を過ごし、出産を迎えられるよう、妊娠中及び産後の異常の予防 や早期発見・早期治療を促し、妊産婦の適切な健康管理を行う。また、事業の趣 旨を含めた制度の十分な周知を行い、受診率の向上に努めながら、健康診査を 継続して実施する。 また、支援が必要な産婦を早期発見し、産後ケア、産後サポート事業などにつな げ、切れ目ない支援を実施していく。
2	妊産婦医療費助成	○★	・病気の早期発見・早期治療 の促進、妊産婦の健康増進 ・子育て家庭の経済的負担 の軽減	妊産婦	保険診療自己負担分の医療費 を助成する。(一部自己負担あり)	計画どおり	152,691	S48	トップ クラス	安心して妊娠・出産できるよう、妊産婦に対する妊娠異常などの早期発見や早期 治療を促し、健康増進の推進と経済的負担の軽減を図るため、継続して取り組ん でいく。
3	不妊治療費助成	○	不妊治療を受けている夫婦 の経済的負担の軽減	不妊治療を受けた夫婦	治療に要した保険適用外費用 の一部を助成する。	計画どおり	142,172	H16	トップ クラス	平成30年度から特定不妊治療費助成における助成額を独自に拡充することに伴 い、制度内容を確実に知ってもらえるよう、市HPや広報紙による広報に加え、医師 会などの関係機関と連携し、不妊治療を実施する医療機関でのリーフレットの配 置を行うなど、効果的な制度周知に努めていく。
4	妊産婦の歯科健康診査		妊娠中及び産後の口腔疾患 の予防・早期発見・早期治療 の支援	妊産婦	母子健康手帳交付時に歯科健 診受診票(1枚)を交付、医療機 関受診時に健診費用を公費負 担	計画どおり	8,895	S57		妊産婦の健康維持を支援するため、妊娠中の口腔疾患の予防や早期発見・早期 治療を促し、引き続き、母子の口腔内の健康保持を図る。また、妊娠届出時や産 婦人科での健診時の保健指導などにおいて、歯科健診の重要性を周知し、受診 率の向上に努めながら、歯科健康診査を継続して実施する。
5	健康教育(母子)		育児に関する正しい情報提 供による育児不安の軽減及 び虐待の予防	乳幼児とその保護者	子どもの発育発達・栄養・運動・ 子育て支援に関する講話や体 験学習、情報提供を実施	計画どおり	656	S29		安心して子育てを行うことができるよう、引き続き、母子に対して子育て支援に関 する情報提供等を行うとともに、各地域の特性に応じた内容を取り入れながら、実 施していく。
6	ママパパ学級		安心安全な出産と夫婦・家族 の協力による子育て支援	妊婦とその夫	保健師、助産師を講師とし、妊 娠・出産・育児に関する講話、 実習、グループワークの実施	計画どおり	1,324	S41		夫婦での子育てや家族の健康づくりを実践できるよう、妊娠中から産後の体調の 変化や、子どもを迎える準備、育児の心構えなどの知識・技術の理解促進を図る。 また、受講者アンケートを活用しながら、より効率的・効果的に実施できるよう内容 等の検討を進める。
7	母子健康手帳の交付		母と子の健康管理と保持増 進	妊婦	妊娠の届出者に対し、母子健康 手帳を交付	計画どおり	1,116	S17		母と子の健康管理と保持増進に役立てられるよう、継続して実施していく。
8	こんにちは赤ちゃん事業		母子の状況等の把握と育児 不安の軽減	生後4か月までの乳児と その保護者	生後4か月までの乳児のいる家 庭を全戸訪問し、母子の健康状 態や養育環境の把握、必要な 保健指導や育児に関する情報 の提供を実施	計画どおり	20,987	H19		出産後の育児支援や虐待の未然防止を図るため、面接率の向上や訪問指導員 の確保及び資質の向上に取り組みながら、全戸訪問による面接を実施する。 要支援者については、保健福祉事業との連携を図り、継続した支援の強化に取り 組む。また、産後うつ等の疑いのある母子に対しては、産後ケア、産後サポート事業 の実施により、さらなる支援の充実を図る。
9	こども医療費助成	○★	・病気の早期発見・早期治 療、こどもの健康増進 ・子育て家庭の経済的負担 の軽減	中学3年生までの子ども	保険診療自己負担分の医療費 を助成する。	計画どおり	2,231,301	S47		全ての子育て家庭が安心して子育てを行えるよう、子どもの病気の早期発見及び 早期治療を促し、健康増進の推進と経済的負担の軽減を図るため、本制度の理 解促進や適正受診に係る周知に努めながら、継続して取り組んでいく。
10	幼児健康診査	○	心身障害の疑い、又はその 可能性のある乳児の早期発 見及び児の健全な発育・発 達の支援	乳児	委託医療機関における個別健 診方式で、問診・計測・診察・相 談等を実施	計画どおり	30,973	1.6Y S53 3Y H8		幼児の健康の保持増進を図るため、引き続き、子どもの健康状態の確認や育児 に関する指導・相談を行う。また、関係機関との連携を強化し、受診率の向上と健 康診査の質の充実を図るとともに、すこやか訪問事業を通して、未受診の子ども に対する支援体制の充実を図りながら、幼児健康診査を継続して実施する。
11	先天性股関節脱臼検診		先天性股関節脱臼の早期発 見	生後3～4か月児	医療機関に委託し、股関節開排 制限検査及び大腿骨骨頂の位 置の検査を実施	計画どおり	32,162	S53		先天性股関節脱臼の早期発見と適切な治療につなげるため、引き続き、事業を実 施する。また、こんにちは赤ちゃん訪問指導や乳児健診などの機会に受診を勧奨 し、受診率の向上を図る。

12	乳児健康診査	○	心身障害の疑い、又はその可能性のある乳児の早期発見及び児の健全な発育・発達への支援	乳児	委託医療機関における個別健診方式で、問診・計測・診察・相談等を実施	計画どおり	52,967	S60		心身障害の疑い等のある乳児の早期発見や健全な児の発育・発達を支援するため、引き続き、子どもの健康状態の確認や育児に関する指導・相談を行う。また、関係機関との連携を強化し、受診率の向上と健康診査の充実を図るとともに、すこやか訪問事業を通して、未受診の子どもに対する支援体制の充実を図りながら、乳児健康診査を継続して実施する。
13	食育の推進	○	学齢期以降の肥満及び将来の生活習慣病発症の予防	3歳児健康診査受診児	適切な食生活に関する講話を実施	計画どおり	874	H20		肥満や将来の生活習慣病発症を予防するため、引き続き、3歳児健康診査の受診児および保護者全員に対し、適切な食生活に関する理解の促進と生活改善に向けた支援に取り組む。
14	児童福祉施設等産休等代替職員雇用費補助金		児童福祉施設等における保育の質の維持・向上	代替職員を雇用している乳児院等	休暇代替職員(保育士)の雇用賃金を助成する。	計画どおり	0	H8		乳児院等職員の休暇等の際に代替職員を雇用することにより保育の質の維持・向上を図るため、継続して取り組んでいく。
15	すこやか訪問事業		母子の心身の状況や養育環境などの把握及び適切な養育支援による児童虐待予防	乳幼児健康診査未受診児	個別家庭訪問により、母子の心身の状況及び家庭状況等を把握し、必要な保健指導を実施	計画どおり	6,558	H23		健康診査未受診児は、社会的孤立などにより虐待に陥るリスクが高まることから、保護者の育児の様子や児の発育状況などを把握するため、引き続き、保健福祉事業との連携を図りながら実施する。また、状況が把握できない児童については、要保護児童対策協議会等との連携を図りながら把握に努めていく。
16	未熟児グループ支援事業		未熟児をもつ親の不安や悩みの共有等による育児支援	未熟児とその保護者	未熟児を持つ保護者同士の交流の場をもうけ、先輩ママや専門職(保健師・保育士等)への相談や、保護者同士の情報交換をする機会の提供	計画どおり	0	H12		未熟児を持つ保護者の育児不安の軽減を図るため、未熟児として生まれた子どもの障がいや発達などについての不安や悩みを共有できる場として事業を継続しながら、対象月齢が過ぎても仲間同士の交流を継続していけるよう支援する。
17	子どものむし歯予防事業		幼児期におけるう歯及び口腔内の疾患等の早期発見・予防	満2歳児から小学2年生までの児	・集団による2.5歳児歯科健康診査 ・2歳～小2年生対象としたフッ化物塗布、歯科検診、口腔衛生指導等 ・よい歯のコンクールの開催	計画どおり	16,723	H8		むし歯予防や口腔内の疾患等の早期発見を図るため、引き続き、2歳5か月児の歯科健診等を実施するとともに、歯科健診の重要性を周知しながら、受診率の向上に努める。また、フッ化物塗布事業についても、引き続き周知徹底に努め、むし歯予防の充実を図る。
18	一般健康相談		妊娠・出産・育児など様々な健康問題や悩みに対する必要な知識の提供・助言	妊産婦、乳幼児とその保護者、思春期の子どもとその保護者等	保健師等による妊娠・出産・育児等の健康に関する個別相談	計画どおり	2,481	S29		より多くの市民が利用できるよう、保健と福祉の相談窓口5か所に設置した「子育て世代包括支援センター」など相談窓口の周知徹底を図る。
19	性と健康に関する思春期の健康教育		思春期の若者を対象とした性と健康に関する正しい知識や情報の提供	小・中学生など	保健師による性と健康に関する思春期の健康教育を実施	計画どおり	113	H12		思春期の若者が性と健康に関する正しい知識を理解・習得できるよう、健康教育を継続して実施する。また、地域との連携を強化するため、地区保健師と学校保健との連携による実情に応じた内容を検討・実施する。
20	訪問指導		妊産婦・乳幼児とその保護者への保健指導や支援による疾病予防や健康増進、育児不安の軽減	主に乳幼児・児童とその保護者	家庭訪問による、個々の健康状態や生活状況に応じた保健指導や支援	計画どおり	80	S29		保健師等の訪問による支援を必要とする全家庭に対し、関係機関等と連携を図りながら、個々のニーズに合わせた支援を継続して実施する。また、産後うつ等の疑いがあるなど支援を要する母子に対し、産後ケア、産後サポート事業の実施により、さらなる支援の充実を図る。
21	栄養相談(母子)		栄養に関する指導・助言による疾病予防や望ましい食習慣の改善	妊産婦、乳幼児とその保護者等	栄養相談:個別に、栄養に関する相談を実施 親子の食生活相談:栄養士による個別の栄養相談(予約制)	計画どおり	1,121	H12		子育てで家庭の方が、栄養に関して必要な相談が受けられるよう、引き続き、相談窓口の周知に努めながら、栄養士による専門相談を実施する。また、ニーズの増加している離乳食に関する相談等に対しては、離乳食教室などの事業と連携を図りながら、継続して実施する。
22	地域子育て支援拠点事業(子育てサロン)	○★	地域における子育て家庭に対する支援の推進	出産予定の妊婦とその家族、概ね3才までの乳幼児とその保護者	地域における遊び場や交流の場の提供、及び子育ての相談、情報提供	計画どおり	2,488	H7		「宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域における子育て家庭に対する支援を推進し、保育サービスを必要とする全ての子育て世帯が、利用したい時に利用できるよう、保育サービスの充実を図る。
23	利用者支援事業(宮っこ子育てコンシェル)		地域における子育て家庭に対する支援の推進	子ども及びその保護者等、妊娠している方	教育・保育・その他の子育て支援の情報提供、必要に応じた相談・援助等	計画どおり	0	H26		利用者のニーズを把握し、必要な情報を提供するとともに、的確にサービスをコーディネートし利用につなげていく。また、円滑に援助が行えるよう、関係機関との連絡・調整を引き続き、実施していく。

24	ファミリーサポートセンター事業		地域ぐるみで子どもや子育て家庭を支える施策の推進	育児の援助を行いたい者及び育児の援助を受けた者	保育所・幼稚園の開始前・終了後の子どもの預かりや保育所・幼稚園の送迎、冠婚葬祭等の際の子どもの預かり等の実施	計画どおり	9,985	H13		今後とも利用希望者のニーズに応えられるよう、広報紙を活用した依頼会員・協力会員の新規募集を強化するとともに、利用希望者が安心して利用できるよう制度内容について周知を図る。また、既存の協力会員に対し、ステップアップ講習会への参加を呼び掛けるなど質の確保に努め、地域ぐるみで子どもや子育て家庭を支える取組を推進していく。
25	公立保育園整備事業(単独)	○	入所児童及び利用者の安全で衛生的な保育環境の確保及び、公立保育所入所児童の処遇向上	公立保育所	計画的な公立保育所の改修等を実施	計画どおり	3,462	S27		引き続き、良好な保育環境が保てるよう、施設の維持管理に努める。
26	「子ども・子育て支援事業計画」に基づく教育・保育の供給体制の確保	○★	平成29年度末の待機児童解消に向けた供給体制の確保	教育・保育施設等の入所児童とその保護者、在家庭の親子、事業者	供給体制の確保 ①国の「緊急対策」による「利用定員の弾力化」を活用 ②認定こども園移行、保育所の増築・分園等 ③認可外保育所の認可化、小規模保育事業等の新設 ・個別訪問による意向確認の実施 ・事業者の公募の適	計画どおり	1,050,281	H27		平成29年度に市民の保育ニーズを踏まえ、目標値を改定した「宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、認定こども園の移行、保育所の増改築等や、既存保育所における利用定員の弾力化などにより供給量を確保するほか、保育の担い手である保育士の確保を着実に実施することにより、平成30年度以降の継続的な待機児童解消を図る。
27	子育て支援短期利用事業		一時的な養育困難家庭における子育て支援及び児童虐待の未然防止	児童(18歳未満)及びその保護者	・保護者が児童の養育が困難な際に、保護者に代わり一時的に養育を行うもので、現在、児童福祉施設8施設に事務を委託して実施	計画どおり	1,882	H6		保護者が疾病その他の事情により居宅で児童を養育できないなど、必要なときに支援が受けられるよう、引き続き、事業の積極的な周知を図りながら、子育て家庭の支援に努めていく。利用者の増加に対応するとともに利便性の向上を図るため、栃木県と連携しながら、委託先の拡大について検討していく。
28	産後ケア事業等		産後うつなどの疑いのある母親を早期に発見し、休養や母体ケアなどを行い母子の健康増進と児童虐待の事前防止に寄与する	産婦健診等により把握された産後うつの疑いのある母親	産後ケア:宿泊・通所・訪問型による心身のケアや、育児サポート、休養の機会の提供 産後サポート:訪問員による見守り及び心理的ケアを実施	計画どおり	718	H29.10		産後うつの疑いのある母親の早期発見のため、産婦健診の受診率の向上に向けた周知啓発及び産後サポート事業における心理士の活用による心のケアの強化を図る。また、医療機関との連携を緊密にし切れ目ない支援を実施していく。
29	病児保育事業費	○	病気及び病気の回復期の児童の保護者の子育てと就労の両立の支援	病児及び病後児対応型の施設	病児、病後児など集団保育の困難な児童等の健全な育成	計画どおり	85,305	H8		「宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、病気及び病気の回復期にある児童を一時的に保育所等において保育を行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援し、保育サービスを必要とする全ての子育て世帯が、利用したい時に利用できるよう、保育サービスの充実を図る。
30	一時預かり事業補助金	○	家庭において一時的に保育が困難になった乳幼児の保護者が安心して子育てができる環境を整備	一時預かり事業を実施する私立保育所等	保護者の急病や短時間勤務等に伴う一時的な保育需要への対応のための運営費補助	計画どおり	161,262	H21		「宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児を一時的に預かることにより、安心して子育てができる環境を整備し、保育サービスを必要とする全ての子育て世帯が、利用したい時に利用できるよう、保育サービスの充実を図る。
31	地域子育て支援拠点事業費補助金	○	地域における子育て家庭に対する支援の推進	地域子育て支援拠点事業を実施する私立保育所等	地域の子育て中の保護者の育児負担の軽減のための事業に対する運営費補助	計画どおり	31,096	H13		「宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、私立保育所等においても、適切に地域子育て支援拠点事業を推進し、保育サービスを必要とする全ての子育て世帯が、利用したい時に利用できるよう、支援していく。
32	延長保育促進事業補助金	○	通常の開所時間を超えた保育を行い、安心して子育てができる環境を整備	延長保育事業を実施する私立保育所等	私立保育所等が開所時間を超えた保育を行う場合の加算分に対する補助	計画どおり	106,389	S56		「宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、開所時間を超えた保育を行う私立保育所等を支援することにより、安心して子育てができる環境を整備し、保育サービスを必要とする全ての子育て世帯が、利用したい時に利用できるよう、保育サービスの充実を図る。
33	乳幼児保育担当保育士増員費補助金		教育・保育施設等における1歳児の児童の処遇向上	1歳児の保育において、保育士を本市独自の3:1の基準で配置している私立保育所・認定こども園・地域型保育事業所	本市の基準で、保育士を配置する場合の人員費の補助	計画どおり	593,108	S48		教育・保育施設等において、1歳児の処遇の向上に資することから、継続し実施していく。

34	保育士等人材確保費補助金		経験豊富な保育士等の安定的・継続的な確保	私立保育所・認定こども園・地域型保育事業所	経験豊富な保育士等を安定的・継続的に確保するための補助	計画どおり	190,715	S48		経験豊富な人材を確保し、保育士等を安定的・継続的に確保し、継続的な待機児童解消を図るため、国における、処遇改善等加算などの公定価格の内容を踏まえながら、引き続き、実施していく。
35	民間保育所代替職員雇用費補助金		職員の育児休暇・傷病休暇の取得による代替職員の確保	私立保育所・認定こども園・地域型保育事業所	代替職員を雇用するために必要な人件費の補助	計画どおり	3,378	S47		職員が産前産後休暇や傷病休暇を取得する際、その職員の代替職員を雇用することで、安定した保育サービスの提供を図ることができることから、継続して実施していく。
36	日本スポーツ振興センター事業費補助金		児童の災害時等に必要な給付の確保	私立保育所・認定こども園・地域型保育事業所	2・3号認定子どもの日本スポーツ振興センターの共済掛金に要する経費の一部を補助	計画どおり	1,089	S49		教育・保育施設等において児童の災害時に必要な給付を確保させる必要があるため、継続し実施していく。
37	民間育児施設運営費補助金		民間育児施設に対し運営費の一部を補助することによる安定的な運営	一定の基準(入所児童数・開所時間・職員配置)を満たす認可外保育施設	認可保育所の補完的役割を果たしている民間育児施設に対し、運営費の一部を補助	計画どおり	—	H11		認可保育所の補完的役割を果たしている民間育児施設への補助は児童の福祉の向上に資するものであるため、認可保育所への移行について、事業者に働きかけを行いながら、引き続き、実施していく。
38	看護師等雇用助成事業費補助金		児童の健康管理の充実及び待機児童解消	私立保育所・認定こども園・地域型保育事業所	看護師等を雇用するために必要な人件費を補助	計画どおり	15,893	H27		児童の健康管理の充実及び人材確保による継続的な待機児童の解消につながることから、適切な補助基準を維持しながら、引き続き、実施していく。
39	私立保育園運営費		教育・保育施設等が保育を必要とする児童に提供する必要な経費を支給し保育所等の安定的な運営	施設型給付となる私立保育所・認定こども園・地域型保育事業所・幼稚園	教育・保育施設等施設の増加に的確に対応し、委託費及び給付費の支給	計画どおり	12,613,284	H27		給付対象となる教育・保育施設等施設の増加に的確に対応しながら、国の基準等に基づき、委託費及び給付費の支給を実施していく。
40	放課後子ども教室推進事業(再掲)	○	全ての児童に放課後等に交流活動の場所を確保するとともに、地域ぐるみで子どもを育む環境づくり	市民(児童及び地域住民)	放課後子ども教室の実施	計画より遅れ	86,261	H19	独自性	未実施校区に対して、それぞれの立ち上げにあたっての課題を把握し、学校区ごとの実情に応じた立ち上げ支援を強化していく。また、実施校区に対して、学習支援やスポーツ・文化活動、交流活動などの活動内容の充実に向けた支援を継続する。
41	子どもの家・留守家庭児童会事業(再掲)	○★	留守家庭児童の生活の場として遊びやしつけを通した児童の健全育成と、乳幼児とその保護者の子育て支援	留守家庭児童及び乳幼児とその保護者	乳幼児とその保護者への交流の場、留守家庭児童への遊び場、居場所の提供	計画どおり	678,528	S41	独自性	平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」の施行を受け、平成32年度まで続く支援単位の引下げに伴うクラス数の増加に対応するため、供給体制を確保する。また、各子どもの家等が将来にわたり持続可能で安定した放課後児童の居場所となるよう、抜本的な見直しを行う。
42	子どもの家建設・整備費(再掲)	○	留守家庭児童の生活の場として遊びやしつけを通した児童の健全育成と、乳幼児とその保護者の子育て支援	留守家庭児童及び乳幼児とその保護者	子どもの家施設の整備及び改修、設備等の新增設	計画どおり	185,627	S41	独自性	平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」の施行を受け、利用児童の良好な生活環境を確保するとともに、見込まれる受入児童数の増加に対応する供給体制を確保するため、引き続き余裕教室の活用や一時借用を基本に取り組んでいく。一方、既存施設等の活用が困難な場合においては、現子どもの家等施設の老朽・狭隘化などの状況を総合的に勘案し、計画的に新たな施設整備を行う。
43	発達支援児保育事業費補助金		発達支援児の健全な発達を促す	発達支援児保育事業を実施する私立保育所・認定こども園・地域型保育事業所	発達支援児の処遇向上を図るため、発達支援児の受け入れに対し、人件費や施設整備の一部を補助	計画どおり	103,761	S54		発達支援児の健全な発達を促すため、教育・保育施設等での障がい児の受け入れを促進するほか、休日保育や一時預かり事業においても受け入れに対応する職員の人件費を補助するとともに、施設や保護者へ周知し、必要な子育て世帯が適切に利用できるよう、引き続き、実施していく。
44	なかよしクラブ事業		地域における子育て家庭に対する支援の推進	発達の気になる乳幼児とその保護者	地域における遊び場や交流の場の提供、及び子育ての相談、情報提供、園児との交流	計画どおり	509	H8	先駆的	子どもの発達に不安を持つ保護者等が気軽に利用し、親子の交流や相談ができる施設として、広く周知するとともに、関係機関への橋渡しや助言などが適切にできるよう支援体制の強化に努める。
45	ここ・ほっと巡回相談事業(再掲)		発達障がいの早期発見・早期支援	発達の気になる児童及び保育所や幼稚園等で支援を行う職員	・訪問支援の実施 ・研修会の実施 ・5歳児チェックリストの実施	計画どおり	966	H19		発達の気になる児童を早期に専門的支援につなげられるよう保育所等との連携を図る。また、平成29年度に改定した5歳児チェックリストを活用し、効果的な園訪問を実施していく。

46	早期療育支援事業(再掲)		児童の発達促進及び保護者の不安軽減と障がい受容の促進	障がい疑われる児童及びその保護者	保育士による個々の状態に応じた個別・グループ指導の提供、及び保護者への助言指導の実施	計画どおり	210	H19	先駆的	保護者が子どもの発達特性を正しく理解し、障がいを受け入れられるよう、保護者の気持ちに寄り添いながら丁寧に支援するなど保護者支援の充実を図るとともに、児童の発達を促すため、保育士が医師や専門職と連携しながらあそびを通して児童の特性に応じた早期の個別・グループ指導を実施していく。
47	子育て情報提供等事業		安心して子どもを育てることができる環境づくりの推進	市民(主に子育て家庭)・地域・企業	子育て施策や事業に関する情報の集約・発信	計画どおり	1,623	H21		子育て情報総合サイト「宮っこ子育て応援ナビ」により、子どもや子育て家庭を対象とした子育て支援施策やイベントなどの情報を引き続き発信していく。さらに、より効果的に情報発信をするため、移住・定住アプリと連携した情報発信を行う。なお、マイナポータルを利用した電子申請や情報発信について、国は、子育て関連手続きの利便性の向上や子育て環境の充実に向けて推進していることから、本市における導入について、国の動向等を注視しながら検討していく。 また、子育て情報冊子「にこにこ子育て」(官民協働により発行)をよりわかりやすい冊子として発行し、乳児家庭に全戸配布するなど、様々な媒体を通じた子育て情報の発信を行うことで、市民が子育て情報をより得やすい環境づくりに取り組む。
48	子育て世代包括支援センター		妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズの把握に努め、専門的な知見を生かした総合的相談支援の推進	妊娠期から子育て期までの全ての家庭	ワンストップ拠点により妊産婦等の状況を把握し、適切な情報提供、訪問相談等を実施し、必要なサービスを円滑に利用できるように支援	計画どおり	85	H28		市内5か所に設置した子育て世代包括支援センターにおいて、保健師等の専門性を活かし、妊産婦・子育て家庭の個別ニーズの把握及び情報提供・訪問指導等、ワンストップ窓口による切れ目ない支援を実施していく。 また、産後うつ等の疑いがあるなど支援を要する母子に対し、産後ケア、産後サポート事業の実施により、さらなる支援の充実を図る。
49	少子化対策強化事業(多子世帯支援)		多子世帯の子育てに関する心理的・経済的負担の軽減	市内在住の18歳未満の子どもを3人以上養育している者	第3子以降の子どもが利用した一時預かり事業(ゆうあいひろば)及びファミリーサポートセンター事業利用料の補助	計画どおり	5,516	H28		多子世帯の子育てにおける心理的・経済的負担が軽減できるよう、ゆうあいひろばにおける一時預かり事業及びファミリーサポートセンター事業の利用料について、引き続き支援していく。
50	保育体制強化事業費補助金		保育士等の就業継続や離職防止及び働きやすい職場環境の整備	私立保育所・認定こども園・地域型保育事業所	保育設備の清掃や給食の配膳など保育補助に配置する必要な人件費の補助	計画どおり	79,802	H27		保育設備の清掃や給食の配膳などの軽作業を業務対象とし、保育士の負担軽減を図るとともに、保育士の継続雇用につながるよう、働きやすい職場環境の整備を図るため継続し、実施していく。

#### 4 今後の施策の取組方針

今後の方向性	
課題	方向性
<p>◆「子育て支援サービス」については、子育て家庭がそれぞれ必要に応じた、妊娠から出産・子育てまでの切れ目ない支援を受けながら安心して子どもを育てられるよう、身近な地域における出産後の母子の健康育児支援や子育て支援機能などの充実に引き続き取り組む必要がある。</p> <p>◆「教育・保育の供給体制の確保」については、継続的な待機児童解消のため、「宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育・保育施設等による供給量を確保するほか、保育の担い手である保育士の確保を着実に実施する必要がある。</p> <p>◆「障がい児の療育体制」については、引き続き、関係機関等と有機的に連携し、障がいの早期発見・早期支援に努めるとともに、相談機能や療育の充実を図りながらライフステージに応じた一貫した支援を提供する必要がある。</p>	<p>〈施策全般〉</p> <p>◆「宮っこ 子育て・子育て応援プラン(後期計画)」(平成27年3月策定)に基づき、妊娠・出産の支援や母子の健康育児支援や産後ケア事業の充実に取り組むなど、地域や子育て支援事業者と連携して、子育て家庭の状況に応じた子育て支援サービスを充実していく。</p> <p>◆平成29年度にニーズを踏まえ、目標値を改定した「宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、認定こども園への移行、保育所の増改築等や、既存保育所における利用定員の弾力化などにより供給量を確保するほか、「とちぎ保育士・保育所支援センター」において、潜在保育士と保育事業者とのマッチングを行うなど、保育の担い手である保育士の確保を着実に実施していく。</p> <p>◆障がいの早期発見・早期支援や、ライフステージに応じた一貫した支援を充実するため、引き続き、総合的で専門的な相談・療育支援の提供を推進する。</p> <p>〈主要事業〉</p> <p>◆「妊産婦医療費助成」については、安心して妊娠・出産できるよう、妊産婦に対する妊娠異常などの早期発見や早期治療を促し、健康増進の推進と経済的負担の軽減を図るため、継続して取り組んでいく。</p> <p>◆「不妊治療費助成」については、平成30年度から特定不妊治療費助成における助成額を独自に拡充することに伴い、制度内容を確実に知ってもらえるよう、市HPや広報紙による広報に加え、医師会などの関係機関と連携し、不妊治療を実施する医療機関でのリーフレットの配置など、効果的な制度周知に努めていく。</p> <p>◆「こども医療費助成」については、すべての子育て家庭が安心して子育てを行えるよう、子どもの病気の早期発見及び早期治療を促し、健康増進の推進と経済的負担の軽減を図るため、本制度の理解促進や適正受診に係る周知に努めながら、継続して取り組んでいく。</p> <p>◆「幼児健康診査」については、幼児の健康の保持増進を図るため、引き続き、子どもの健康状態の確認や育児に関する指導・相談を行う。また、関係機関との連携を強化し、受診率の向上と健康診査の質の充実を図るとともに、すこやか訪問事業を通して、未受診の子どもに対する支援体制の充実を図りながら、幼児健康診査を継続して実施する。</p> <p>◆「乳児健康診査」については、心身障害の疑い等のある乳児の早期発見や健全な児の発育・発達を支援するため、引き続き、子どもの健康状態の確認や育児に関する指導・相談を行う。また、関係機関との連携を強化し、受診率の向上と健康診査の充実を図るとともに、すこやか訪問事業を通して、未受診の子どもに対する支援体制の充実を図りながら、乳児健康診査を継続して実施する。</p> <p>◆「食育の推進」については、肥満や将来の生活習慣病発症を予防するため、引き続き、3歳児健康診査の受診児および保護者全員に対し、適切な食生活に関する理解の促進と生活改善に向けた支援に取り組む。</p> <p>◆「地域子育て支援拠点事業(子育てサロン)」「病児保育事業」「一時預かり事業補助金」「地域子育て支援拠点事業費補助金」「延長保育促進事業補助金」については、平成29年度に改定した「宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各事業を実施し、保育サービスを必要とする全ての子育て世帯が、利用したい時に利用できるよう、保育サービスの充実を図る。</p> <p>◆「子ども・子育て支援事業計画」に基づく教育・保育の供給体制の確保については、平成29年度に改定した「宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、認定こども園への移行、保育所の増改築等や、既存保育所における利用定員の弾力化などにより供給量を確保するほか、「とちぎ保育士・保育所支援センター」において、潜在保育士と保育事業者とのマッチングを行うなど、保育の担い手である保育士の確保を着実に実施することにより、平成30年度以降の継続的な待機児童解消を図っていく。</p> <p>◆「放課後子ども教室推進事業」については、効率的・効果的な事業の実施と合わせて実施日数の拡大を図っていけるよう支援していくとともに、全ての小学校区での早期実施に向けて、未実施校区へ学校区ごとの実情に応じた立ち上げ支援を強化していく。</p> <p>◆「子どもの家・留守家庭児童会事業」については、利用児童数の増加や段階的な支援単位の引き下げなどに各子どもの家等が適切に対応し、円滑に運営できるよう支援の充実を図るとともに、事業のあり方について抜本的な見直しを進めていく。</p> <p>◆「子どもの家建設・整備費」については、平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」の施行を受け、利用児童の良好な生活環境を確保するとともに、見込まれる受入児童数の増加に対応する供給体制を確保するため、引き続き余裕教室の活用や一時借用を基本に取り組んでいく一方、既存施設等の活用が困難な場合においては、現子どもの家等施設の老朽・狭隘化などの状況を総合的に勘案し、計画的に新たな施設整備を行う。</p> <p>〈その他個別事業〉</p>